

平成23年度能美市予算書

一般会計

特別会計

国民健康保険特別会計

後期高齢者医療特別会計

介護保険特別会計

農業集落排水事業特別会計

温泉事業特別会計

企業会計

水道事業会計

工業用水道事業会計

公共下水道事業会計

国民健康保険能美市立病院事業会計

議案第20号

平成23年度能美市一般会計予算

平成23年度能美市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,418,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,906,000
	1 市民税	2,644,040
	2 固定資産税	3,313,708
	3 軽自動車税	86,511
	4 市たばこ税	235,000
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	1
	7 入湯税	8,400
	8 都市計画税	618,339
2 地方譲与税		200,000
	1 地方揮発油譲与税	60,000
	2 自動車重量譲与税	140,000
3 利子割交付金		25,000
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		6,000
	1 配当割交付金	6,000
5 株式等譲渡所得割交付金		3,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 株式等譲渡所得割交付金	3, 0 0 0
6 地方消費税交付金		4 0 0, 0 0 0
	1 地方消費税交付金	4 0 0, 0 0 0
7 ゴルフ場利用税交付金		3 5, 0 0 0
	1 ゴルフ場利用税交付金	3 5, 0 0 0
8 自動車取得税交付金		5 0, 0 0 0
	1 自動車取得税交付金	5 0, 0 0 0
9 地方特例交付金		6 0, 0 0 0
	1 地方特例交付金	6 0, 0 0 0
10 地方交付税		4, 6 0 0, 0 0 0
	1 地方交付税	4, 6 0 0, 0 0 0
11 交通安全対策特別交付金		7, 5 0 0
	1 交通安全対策特別交付金	7, 5 0 0
12 分担金及び負担金		6 8 0, 0 3 4
	1 分 担 金	7, 0 5 0
	2 負 担 金	6 7 2, 9 8 4
13 使用料及び手数料		3 6 3, 1 8 0

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 使用料	342,331
	2 手数料	20,849
14 国庫支出金		2,607,211
	1 国庫負担金	1,516,552
	2 国庫補助金	1,081,505
	3 国庫委託金	9,154
15 県支出金		1,176,307
	1 県負担金	428,016
	2 県補助金	645,682
	3 県委託金	102,609
16 財産収入		9,643
	1 財産運用収入	7,643
	2 財産売払収入	2,000
17 寄附金		33,034
	1 寄附金	33,034
18 繰入金		1,087,549
	1 基金繰入金	1,087,022

(単位：千円)

款	項	金 額
	2 特別会計繰入金	527
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		693,142
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	10
	3 貸付金元利収入	388,695
	4 雑 入	304,435
	△ 受託事業収入	0
21 市 債		2,425,400
	1 市 債	2,425,400
歳 入	合 計	21,418,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		249,891
	1 議会費	249,891
2 総務費		2,546,461
	1 総務管理費	2,156,382
	2 徴税費	268,889
	3 戸籍住民基本台帳費	85,107
	4 選挙費	12,608
	5 統計調査費	2,563
	6 監査委員費	20,912
3 民生費		7,027,015
	1 社会福祉費	2,799,209
	2 児童福祉費	4,075,977
	3 生活保護費	151,789
	4 災害救助費	40
4 衛生費		1,617,121
	1 保健衛生費	957,890
	2 環境衛生費	160,531

(単位：千円)

款	項	金 額
	3 清 掃 費	4 9 8, 7 0 0
5 労 働 費		6 0, 4 8 1
	1 労 働 費	6 0, 4 8 1
6 農林水産業費		3 5 4, 1 5 0
	1 農 業 費	2 7 1, 9 3 5
	2 林 業 費	8 2, 1 7 8
	3 水 産 業 費	3 7
7 商 工 費		6 5 3, 1 7 5
	1 商 工 費	6 5 3, 1 7 5
8 土 木 費		2, 6 0 9, 9 7 2
	1 土 木 管 理 費	8 5, 1 9 5
	2 道 路 橋 り ょ う 費	5 0 9, 6 8 0
	3 河 川 費	2 4, 8 0 8
	4 都 市 計 画 費	1, 9 2 4, 2 3 4
	5 住 宅 費	6 6, 0 5 5
9 消 防 費		3 5 6, 1 1 5
	1 消 防 費	3 5 6, 1 1 5

(単位：千円)

款	項	金 額
10 教育費		2, 174, 648
	1 教育委員会費	274, 316
	2 小学校費	546, 634
	3 中学校費	143, 096
	4 社会教育費	535, 809
	5 保健体育費	674, 793
11 災害復旧費		500
	1 災害復旧費	500
12 公債費		3, 447, 403
	1 公債費	3, 447, 403
13 諸支出金		313, 068
	1 基金費	113, 068
	2 公社費	200, 000
14 予備費		8, 000
	1 予備費	8, 000
歳 出	合 計	21, 418, 000

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
建築確認基礎情報管理事業	平成 2 4 年度	11,300千円

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
防災行政無線デジタル化事業債	96,200	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
統合庁舎関連改修事業債	204,400			
(仮称) 粟生すみれ保育園建設事業債	236,900			
農業用水再編対策事業負担金	6,700			
ため池等整備事業負担金	2,500			
地方道路等整備事業債	66,200			
地方特定道路整備事業債	19,200			
和気7号線整備事業債	4,200			
福岡大釜屋線整備事業債	7,600			
三道山末寺1号線整備事業債	7,600			
県営道路事業負担金	22,000			
地方特定道路整備事業債(街路)	9,000			
南中央線道路改良事業債	32,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	(千円)			
J R 寺井駅周辺整備事業債	458,800	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
浜小学校耐震補強事業債	39,300			
福岡小学校防音事業債	61,600			
物見山陸上競技場整備事業債	51,200			
臨時財政対策債	1,100,000			
計	2,425,400			

議案第 2 1 号

平成 2 3 年度能美市国民健康保険特別会計予算

平成 2 3 年度能美市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4, 5 7 5, 7 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		1,183,900
	1 国民健康保険税	1,183,900
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		963,134
	1 国庫負担金	758,589
	2 国庫補助金	204,545
4 療養給付費等交付金		344,010
	1 療養給付費等交付金	344,010
5 前期高齢者交付金		1,196,193
	1 前期高齢者交付金	1,196,193
6 県支出金		177,279
	1 県負担金	28,579
	2 県補助金	148,700
7 共同事業交付金		467,154
	1 共同事業交付金	467,154
8 財産収入		10

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 財産運用収入	1 0
9 寄 附 金		1 0
	1 寄 附 金	1 0
10 繰 入 金		2 4 3, 2 1 9
	1 一般会計繰入金	2 4 3, 2 0 9
	2 基金繰入金	1 0
11 繰 越 金		1 0
	1 繰 越 金	1 0
12 諸 収 入		7 7 1
	1 延滞金加算金及び過料	5 0
	2 預 金 利 子	1 0
	3 雑 入	7 1 1
歳 入	合 計	4, 5 7 5, 7 0 0

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		74,155
	1 総務管理費	61,225
	2 徴税費	12,683
	3 運営協議会費	247
2 保険給付費		3,216,675
	1 療養諸費	2,866,145
	2 高額療養費	325,900
	3 移送費	30
	4 出産育児諸費	21,000
	5 葬祭諸費	3,600
3 後期高齢者支援金等		499,637
	1 後期高齢者支援金等	499,637
4 前期高齢者納付金等		1,119
	1 前期高齢者納付金等	1,119
5 老人保健拠出金		31
	1 老人保健拠出金	31
6 介護納付金		208,378

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 介護納付金	208,378
7 共同事業拠出金		514,740
	1 共同事業拠出金	514,740
8 疾病予防費		51,790
	1 特定健康診査等事業費	30,644
	2 疾病予防費	21,146
9 基金積立金		10
	1 基金積立金	10
10 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
11 諸支出金		7,165
	1 償還金及び還付加算金	4,540
	2 繰出金	2,625
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出	合 計	4,575,700

議案第 2 2 号

平成 2 3 年度能美市後期高齢者医療特別会計予算

平成 2 3 年度能美市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 2 5, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 後期高齢者医療広域連合納付金の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		318,313
	1 後期高齢者医療保険料	318,313
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 寄附金		10
	1 寄附金	10
4 繰入金		106,212
	1 一般会計繰入金	106,212
5 繰越金		375
	1 繰越金	375
6 諸収入		70
	1 延滞金及び過料	20
	2 償還金及び還付加算金	20
	3 雑入	30
歳入	合計	425,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		9,585
	1 総務管理費	799
	2 徴収費	8,786
2 後期高齢者医療広域連合納付金		415,145
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	415,145
3 諸支出金		170
	1 償還金及び還付加算金	160
	2 繰出金	10
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	425,000

議案第 23 号

平成 23 年度能美市介護保険特別会計予算

平成 23 年度能美市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ 3,602,800 千円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ 10,500 千円と定める。
- 2 保険事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。
 - 3 サービス事業勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 2 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、保険事業勘定 300,000 千円、サービス事業勘定 5,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険事業勘定の保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		615,727
	1 介護保険料	615,727
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 国庫支出金		775,762
	1 国庫負担金	612,777
	2 国庫補助金	162,985
4 支払基金交付金		1,056,424
	1 支払基金交付金	1,056,424
5 県支出金		528,434
	1 県負担金	517,266
	2 県補助金	11,168
6 財産収入		10
	1 財産運用収入	10
7 寄附金		10
	1 寄附金	10
8 繰入金		507,215

(単位：千円)

款	項	金額
	1 一般会計繰入金	507,215
9 繰越金		10
	1 繰越金	10
10 諸収入		198
	1 延滞金、加算金及び過料	30
	2 預金利子	10
	3 受託事業収入	10
	4 雑入	148
11 市債		119,000
	1 市債	119,000
歳入	合計	3,602,800

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		48,297
	1 総務管理費	16,313
	2 徴収費	4,387
	3 介護認定審査会費	27,597
2 保険給付費		3,477,000
	1 介護サービス等諸費	3,174,730
	2 介護予防サービス等諸費	112,572
	3 その他諸費	4,560
	4 高額介護サービス等費	53,772
	5 高額医療合算介護サービス等費	14,150
	6 特定入所者介護サービス等費	117,216
3 財政安定化基金拠出金		10
	1 財政安定化基金拠出金	10
4 地域支援事業費		72,502
	1 介護予防事業費	44,381
	2 包括的支援事業・任意事業	28,121
5 基金積立金		10

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 基金積立金	1 0
6 公 債 費		4, 5 4 1
	1 公 債 費	7 4
	2 財政安定化基金償還金	4, 4 6 7
7 諸支出金		2 4 0
	1 償還金及び還付加算金	2 4 0
8 予 備 費		2 0 0
	1 予 備 費	2 0 0
歳 出	合 計	3, 6 0 2, 8 0 0

第 2 表 歳 入 歳 出 予 算

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		10,460
	1 介護予防サービス収入	10,460
2 繰入金		10
	1 一般会計繰入金	10
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		20
	1 預金利子	10
	2 雑入	10
歳 入	合 計	10,500

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,914
	1 総務管理費	5,914
2 サービス事業費		4,486
	1 居宅サービス事業費	4,486
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出	合計	10,500

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	(千円) 119,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
計	119,000			

議案第 2 4 号

平成 2 3 年度能美市農業集落排水事業特別会計予算

平成 2 3 年度能美市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 2, 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4 0, 0 0 0 千円と定める。

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌 次 郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 分担金及び負担金		1,800
	1 分担金	900
	2 負担金	900
2 使用料及び手数料		29,668
	1 使用料	29,667
	2 手数料	1
3 県支出金		11,200
	1 県補助金	11,200
4 財産収入		31
	1 財産運用収入	31
5 繰入金		34,300
	1 一般会計繰入金	34,300
	△ 基金繰入金	0
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 市債		15,000
	1 市債	15,000

(単位：千円)

款	項	金額
歳入	合計	92,000

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 事業費		38,989
	1 事業費	38,989
2 公債費		52,980
	1 公債費	52,980
3 諸支出金		31
	1 基金費	31
歳出	合計	92,000

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道資本費平準化債	(千円) 15,000	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる場合 は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の 場合には、その債権者と協定 するものとする。ただし、市 財政の都合により据置期間及 び償還期間を短縮し、もしく は繰上償還又は低利債に借換 することができる。
計	15,000			

議案第25号

平成23年度能美市温泉事業特別会計予算

平成23年度能美市の温泉事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000千円と定める。

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 悌次郎

第 1 表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		8,883
	1 使用料	8,883
2 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		5
	1 預金利子	5
歳入	合計	8,900

(歳出)

(単位：千円)

款	項	金額
1 温泉事業費		7,109
	1 温泉事業費	7,109
2 諸支出金		1,791
	1 基金費	1,264
	2 繰出金	527
歳出	合計	8,900

平成23年度能美市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度能美市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------------------------|
| (1) 給水戸数 | 18,242戸 |
| (2) 年間総給水量 | 6,844,000m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 18,750m ³ |
| (4) 主要な建設改良工事 | |

1. 配水管整備事業
2. 配水管改良事業
3. 施設改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 水道事業収益	753,000千円
第1項 営業収益	749,870千円
第2項 営業外収益	3,130千円
支出	
第1款 水道事業費用	709,200千円
第1項 営業費用	561,450千円
第2項 営業外費用	147,650千円
第3項 特別損失	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入が資本的支出に対して不足する額361,400千円は、過年度分損益勘定留保資金355,807千円、当年度分消費税資本的収支調整額5,593千円で補填するものとする。)

収入			
第1款	本分的収入		36,700千円
第1項	工事負担金		13,400千円
第2項	分雑収入		19,800千円
第3項	雑収入		3,500千円
支出			
第1款	本分的支出		398,100千円
第1項	建設改良費		149,200千円
第2項	企業債償還金		248,900千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第6条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

39,589千円

(たな卸資産の購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、14,560千円と定める。

(重要な資産の取得)

第8条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

- (事業)
1. 配水管整備事業
 2. 配水管改良事業

(種類)
構築物
構築物

(名称)

配水管
配水管

(数量)

φ50～75 L=93.2 m
φ50～150 L=581.9 m

(2) 処分する資産

(種類)
構築物
構築物
構築物
構築物

(名称)

配水管
配水管
配水管
配水管

(数量)

φ50 L=18.2 m
φ75 L=126.9 m
φ100 L=87.8 m
φ150 L=10.0 m

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒井 梯次郎

平成23年度能美市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度能美市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数
- (2) 年間総給水量

10社
10,986,500m ³
2,832,400m ³
3,723,000m ³
30,100m ³
7,760m ³
10,200m ³

- 辰口第一工業用水道
- 辰口第二工業用水道
- 根上地区工業用水道
- 辰口第一工業用水道
- 辰口第二工業用水道
- 根上地区工業用水道
- 辰口第二工業用水道事業施設拡張事業

- (4) 主要な建設改良工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 辰口第一工業用水道事業収益
- 第1項 営業収益
- 第2項 営業外収益
- 第2款 辰口第二工業用水道事業収益
- 第1項 営業収益
- 第2項 営業外収益

93,800千円
93,750千円
50千円
89,700千円
89,600千円
100千円

第3款 根上地区工業用水道事業収益	106,400千円
第1項 營業収益	104,590千円
第2項 營業外収益	1,810千円

支出	
第1款 辰口第一工業用水道事業費用	91,000千円
第1項 營業費用	78,290千円
第2項 營業外費用	12,710千円
第2款 辰口第二工業用水道事業費用	79,000千円
第1項 營業費用	66,600千円
第2項 營業外費用	12,400千円
第3款 根上地区工業用水道事業費用	104,300千円
第1項 營業費用	82,540千円
第2項 營業外費用	21,760千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,400千円は、過年度分損益勘定留保資金70,169千円、当年度分損益勘定留保資金24,881千円及びび当年度分消費税及び地方消費税の本的収支調整額14,350千円で補てんするものとする。)

収入	
第2款 辰口第二工業用水道事業資本的収入	315,000千円
第1項 企業債	315,000千円

支出	
第1款 辰口第一工業用水道事業資本的支出	25,400千円
第1項 建設改良費	7,000千円
第2項 企業債償還金	18,400千円
第2款 辰口第二工業用水道事業資本的支出	343,200千円
第1項 建設改良費	319,000千円
第2項 企業債償還金	24,200千円

第3款 根上地区工業用水道事業資本的支出
第1項 企業債償還金

55,800千円
55,800千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設拡張事業	千円 315,000	証書借入 借入時期は平成23年度とする。ただし、工事の進捗状況等により起債の全部又は、一部を翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0 %	起債年度から据置期間を含めて30年以内に償還する。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、311,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 第8条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費の金額をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費
(2) 交際費

22,025千円
100千円

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

- (1) 取得する資産
(事業業)
辰口第二工業用水道事業

- (種類) (名称) (数量)
建築物 取水施設 1棟
構造物 水源さく井 1井

構造物
構造物
機械及び装置

導水管 φ 200～350 L=710.0m
配水施設 1 式
配水ポンプ及び計装設備等 1 式

平成 23 年 2 月 28 日 提出

能 美 市 長 酒 井 梯 次 郎

平成23年度能美市公共下水道事業会計予算

(総則)
第1条 平成23年度能美市公共下水道事業会計は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 接続戸数 13,180 戸
- (2) 年間総排水量 5,776,000 m³
- (3) 一日平均排水量 15,800 m³
- (4) 主な建設改良事業

管路建設事業

(収益的収入及び支出)
第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 下水道事業収益	946,109 千円
第1項 営業収益	702,491 千円
第2項 営業外収益	243,618 千円
支出	
第1款 下水道事業費用	947,394 千円
第1項 営業費用	457,537 千円
第2項 営業外費用	489,857 千円

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 下水道事業資本的収入	1,091,891 千円
第1項 企業債	423,700 千円
第2項 他会計出資金	640,890 千円
第3項 補助金	7,500 千円
第4項 受益者負担金	7,401 千円
第5項 工事負担金	1,000 千円
第6項 繰入金	11,400 千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	1,090,606 千円
第1項 建設改良費	74,258 千円
第2項 企業債償還金	1,015,891 千円
第3項 投資	457 千円

(特例的収入及び支出)
 第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ91,514千円及び120,824千円とする。

(企業債)
 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	48,700 千円		年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる場合は、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利債に借換することができる。
資本費平準化債	285,000 千円	普通貸借又は証書借入		
公共下水道事業債 (特別措置分)	90,000 千円			

(一時借入金)
 第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)
 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
 (1) 第8条に定める経費以外の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 (1) 職員給与費 38,071 千円

(他会計からの補助金)
 第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、286,345千円である。

平成 23 年 2 月 28 日 提出

能美市長 酒井 悌次郎 (能美市公共下水道事業会計)

平成23年度国民健康保険能美市立病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度国民健康保険能美市立病院事業会計の予算は次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1)病 院	一般病床 99床、療養病床 40床(うち介護療養型医療施設 12床)		
	入院(年間)	41,570人	入院(1日平均患者数) 113人
	外来(年間)	63,740人	外来(1日平均患者数) 235人
(2)介護老人保健施設			
	入所定員(短期入所を含む)	74人	通所リハビリテーション定員 25人
	入所者(年間)	26,720人	入所者(1日平均利用者数) 73人
	通所者(年間)	5,400人	通所者(1日平均利用者数) 21人
(3)デイサービスセンター			
	定員	30人	
	通所者(年間)	6,430人	通所者(1日平均利用者数) 25人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入	支	出
第1款 病院事業収益		1,969,000千円	第1款 病院事業費用	1,969,000千円
第1項 医業収益		1,713,868千円	第1項 医業費用	1,922,722千円
第2項 医業外収益		255,130千円	第2項 医業外費用	45,977千円
第3項 特別利益		2千円	第3項 特別損失	201千円
第2款 介護老人保健施設事業収益		390,000千円	第4項 予備費	100千円
第1項 営業収益		389,515千円	第2款 介護老人保健施設事業費用	390,000千円
第2項 営業外収益		484千円	第1項 営業費用	371,155千円
第3項 特別利益		1千円	第2項 営業外費用	18,844千円
第3款 デイサービスセンター事業収益		59,000千円	第3項 特別損失	1千円
第1項 営業収益		58,990千円	第3款 デイサービスセンター事業費用	59,000千円
第2項 営業外収益		9千円	第1項 営業費用	58,997千円
第3項 特別利益		1千円	第2項 営業外費用	2千円
			第3項 特別損失	1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。

	収	入	支	出
第1款 病院事業資本的収入		330,868千円	第1款 病院事業資本的支出	402,156千円
第1項 企業債		81,800千円	第1項 建設改良費	233,499千円
第2項 負担金		178,497千円	第2項 企業債償還金	168,657千円
第3項 補助金		70,570千円		

第4項 寄附金

1千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額71,288千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

収 入 支 出

第2款 介護老人保健施設事業資本的収入	0千円	第2款 介護老人保健施設事業資本的支出	39,904千円
		第1項 建設改良費	10,600千円
		第2項 企業債償還金	29,304千円

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,904千円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんする。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業 医療機器整備事業	32,500千円 49,300千円	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借りの場合は、当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合は、その 債権者と協定するものとする。ただし、その債権者と市財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えする ことができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は 議会の議決を経なければならぬ。

(1)病 院	職員給与費	1, 145, 039千円	交際費	350千円
(2)介護老人保健施設	職員給与費	243, 100千円	交際費	150千円
(3)デイサービスセンター	職員給与費	35, 083千円	交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は次のとおりである。

(1)病 院	502, 000千円	救急医療の確保に要する経費	57, 784千円
		医師等の研究研修に要する経費	3, 627千円
		追加費用に要する経費	14, 467千円
		児童手当及び子ども手当に要する経費	1, 196千円
		企業債償還利子に要する経費	37, 444千円
		高度医療器械に要する経費	51, 112千円
		建設改良費に要する経費	106, 000千円
		企業債償還元金に要する経費	97, 497千円
		経営安定に要する経費	132, 873千円

(たな卸資産購入費の購入限度額)

第9条 たな卸資産購入費の購入限度額は次のとおりと定める。

(1)病 院	315, 150千円
(2)介護老人保健施設	19, 076千円
(3)デイサービスセンター	1, 836千円

(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量	備 考
器械及び備品	公営企業会計・固定資産管理システム 冷凍庫 配膳車 光凝固装置 光学視管 電動治療チェア 細菌同定感受性検査装置 院内画像閲覧モニター 電動ベッド バリアフリースケール 能動型下肢用CPM装置 超音波骨折治療器 ストレッチャー 温風式患者加温システム 輸液ポンプ 手術台	一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式 一式	市立病院

平成23年2月28日 提出

能美市長 酒 井 悌次郎